

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正〔平成26年4月1日〕により、プレジャーボートの適正管理を推進するための放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

■ 河川における放置艇の対策を強化します。

- ・みだりに**船舶**その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に**放置等**することを**禁止**
- ・上記に違反したものに対して**罰則**を適用



河川区域内の放置艇

■ 改正の概要

河川法施行令第16条の4第2号では、河川の流下阻害の防止及び河川の清潔の保持の観点から「土石」又は「ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物」を捨てることを禁止していますが、同号が改正され、**船舶等を捨て又は放置することについても禁止事項として追加**されました。

相模川・小出川では、放置等を禁止する対象物として「船舶」を指定しました。なお、罰則は、「土石」を捨てた場合と同様に**3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金**となります。

平成25年12月 3日	閣議決定
12月 6日	公布
12月11日	施行（放置艇関係は平成26年4月1日施行）
平成26年 10月31日	船舶放置等の禁止の指定（相模川・小出川）
11月10日	船舶放置等の禁止の施行（相模川・小出川）

相模川・小出川水面等利用者協議会

国土交通省京浜河川事務所
神奈川県藤沢土木事務所
神奈川県警察